

共済 NEWS



公 告

令和5年三職共公告第1号

令和5年度における任意継続掛金の算定の標準となる平均標準報酬月額について

地方公務員等共済組合法施行令第46条の2第1項第2号の規定による平均標準報酬月額は、次のとおりであるのでこれを公告する。

記

380,000円

令和5年1月4日
三重県市町村職員共済組合
理事長 櫻井 義之

発行所	三重県市町村職員共済組合 津市河芸町浜田808
発行人	坂口 裕 司
電 話	(059)-253-2701